# 中国における日本の地名等に関する商標登録出願について (特許庁委託事業)

2012年12月 日本貿易振興機構 北京事務所

ここ数年、中国において出願・登録されていない外国の商標について、無関係の第三者が先に当該商標を出願・登録する事例(いわゆる「冒認出願」)が大きな問題となっています。日本貿易振興機構(JETRO)北京事務所は、特許庁からの委託を受け、2008年以降、中国における冒認出願への対策を積極的に講じてきました。

中国における冒認出願の状況、特に、日本の地名・地域ブランドの冒認出願は、未だに第三者による出願がなされ、その状況は常に変化しており、継続的な調査と現状把握が必要です。そこで、2011年度も、引き続き日本の都道府県名・政令指定都市名・地域団体商標が、中国において既に商標出願されているかについての調査を実施いたしました。また、日本の地方自治体も自ら商標出願する等の対策を講じておりますので、その実態も調査いたしました。

そして、以下のとおり、日本の地名等商標出願問題への対応についてとともに、上記調査結果を取りまとめましたので、報告いたします。

- 1. 日本の地名等商標出願問題への対応(資料1)
- 2. 中国における日本の地名等に関する商標登録出願の調査結果(2011 年度) (資料2)

なお、日本の地名等商標出願問題に関する調査や報告書の作成等は、特許庁からの委託 を受け実施いたしました。

## 日本の地名等商標出願問題への対応

## 1. 中国政府への対応

多くの機会を活用し、中国国家工商行政管理総局(商標局・商標評審委員会)に対して、日本の地名等に関する商標出願問題を指摘してまいりました。

また、日米欧中4ヶ国共同により、悪意の商標出願に関するシンポジウムを 2011 年6月に開催し、各国の取り組みや今後の方向性について議論いたしました。

## 2. 意見交換 • 相談対応

各自治体等との意見交換や相談を実施することにより、中国商標制度の理解を深めるとともに、各自治体等が直面する課題を把握し、今後の対策に反映させることができました。

さらに、2008年より引き続き、中国における日本の地名等の冒認出願に対する対策の一環として、中国での商標制度の解釈や、出願・審判・訴訟等の手続きについて、現地法の専門家による特別相談窓口を設置し、電話・メールによる個別の御相談に対応してきました。

## 3. 日本地名・地域団体商標ハンドブックの作成・提供

中国では、外国の地名であっても、中国で公知な地名は商標登録できませんが、出願された商標が外国地名であることを商標審査官等が認識しなければ、公知な外国地名であっても商標登録される可能性があります。

そこで、中国の商標審査官等への提供により、日本の地名や地域団体商標の認識を高めるために、「日本地名・地域団体商標ハンドブック」を作成いたしました。この「日本地名・地域団体商標ハンドブック」は、各都道府県の協力に基づいて、地名・地域団体商標を集約・整理するとともに、各種表記(日本語、ひらがな、カタカナ、ローマ字、簡体字、ピンイン)や地域の紹介等を掲載しております。

2012年5月17日、日本国特許庁の岩井長官(当時)と中国国家工商行政管理総局の付双建副局長による日中間の商標に関するハイレベル会合において、「日本地名・地域団体商標ハンドブック」を手交し、その後、商標局審査官・商標評審委員会審判官に対し、業務の参考用として、135部を提供いたしました。



「日本地名地域団体商標ハンドブック」表紙

## 【相談窓口の設置】

2012 年度も引き続き、現地法の専門家による特別相談窓口を設置し、電話・メールによる個別のご相談に対応しております。自治体よりご要望があれば、職員が貴地を訪問することも検討いたします。

ジェトロ北京事務所「冒認商標問題相談窓口」

担当:亀ヶ谷、高村、高祖

連絡先:+86-10-6528-2781

メールアドレス: post@jetro-pkip.org

## 中国における日本の地名等に関する商標登録出願の調査結果(2011年度)

### 1. 目的

日本の都道府県名・政令指定都市名及び地域団体商標について、中国における商標出 願・登録状況を調査し、出願の傾向等を把握する。

### 2. 調査方法

中国国家工商行政管理総局ウェブサイトにおける「中国商標網」(中国商标网)を使用し、下記(1)及び(2)は2012年3月、下記(3)は2012年6月に調査を実施した。「中国商標網」の使い方については、別添「中国商標局のデータベース(中国商標網)による商標検索マニュアル」参照。

## (1)都道府県名•政令指定都市名

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能(商标综合査询)を使用。
- ② 商標名称(商标名称)の項目に各都道府県名または政令指定都市名を中国簡体字により入力(名称中、「都」、「府」及び「県」は除外(例:「東京都」→「東京」(东京))。
- ③ 入力した名称と同一の名称を検索(精确)。

#### (2) 地域団体商標検索

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能(商标综合査询)を使用。
- ② 検索対象商標は日本特許庁ウェブサイトに掲載された地域団体商標(2012 年 1 月現在:467件)とし、当該商標を中国簡体字により入力。
- ③ 入力した用語を含む名称を検索(包含)。

## (3) 出願人検索

- ① 「中国商標網」における商標総合検索機能(商标综合査询)を使用。
- ② 商標出願人(中文)(申请人名称(中文))の項目に各都道府県名を入力(名称中、「都」、「府」及び「県」を含む(例:「東京都」(东京都))。
- ③ 入力した用語を含む名称を検索(包含)。

## 3. 調査結果

## (1) 都道府県・政令指定都市(2007年度に引き続き、第5回目の調査)

都道府県及び政令指定都市の漢字名称だけで構成される文字商標(図形を用いた商標を除く。)であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

その結果、既に拒絶・無効となった商標出願を除き、<u>都道府県名のうち 27の名称</u>において、また<u>政令指定都市では 2 つの名称</u>において、日本の府県名及び政令指定都市名等とほぼ同一の商標出願が確認された(自治体による出願を含む。)。さらに、このうち岩手及び島根を除く <u>24 の府県名及び 2 つの政令指定都市名</u>については、審査を経て登録されている商標があることが確認された。

### <出願されている都道府県名>

青森、<u>岩手</u>、宮城、秋田、福島、群馬、千葉、富山、石川、福井、長野、 岐阜、<u>静岡</u>、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、<u>島根</u>、山口、徳島、香川、 愛媛、高知、佐賀、熊本、宮崎

## <出願されている政令指定都市名>

川崎、浜松

下線は、日本の都道府県名及び政令指定都市名とほぼ同一の商標出願(既に無効となった商標出願を除く。)において、登録された商標が無いもの。ただし、異議申立中、 取消審判中の案件は未登録として取り扱った。

また、2010 年度調査との比較を行ったところ、下記道府県の名称の商標出願・商標登録に変化があった。

## <新たに拒絶・無効とされた商標出願がある地名>1

北海道、福島、新潟、長野、京都、兵庫、長崎、鹿児島、沖縄、名古屋

#### <新たに初審公告・登録された商標出願がある地名>2

宮城、秋田、富山、石川、愛知、京都、徳島、香川、愛媛

<sup>1</sup> 拒絶不服審判請求中の案件を含む。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 異議申立中の案件を含む。2010年度調査時に初審公告されていた商標が、2011年度調査時に登録されていた案件は除く。

## (2)地域団体商標(2008年度に引き続き、第5回目の調査)

2012年1月時点で登録され、日本人が権利者である地域団体商標だけで構成される文字商標(図形を用いた商標を除く。)であって、ピンイン・平仮名の読みを付記しているものを含む商標を対象として調査した。

## ①中国企業による出願

「南部鉄器」(21 類:取消) 「米沢織」(24 類:拒絶) 「米沢牛」(29 類:拒絶)

「高岡銅器」(21類:2011年6月登録)

「九谷焼」(21 類: 2003 年 1 月登録、30 類: 2008 年 12 月登録)<sup>3</sup>

「美濃焼」(21類:2007年4月登録) 「常滑焼」(21類・35類:異議申立中 「信楽焼」(21類:2011年12月公告)

「淡路瓦」(19類:拒絕)

「上野焼」(29類:2009年6月登録) 「八女茶」(30類:2011年7月登録)

「宮崎牛」(29類:拒絶)

## ②日本企業等による出願

#### 「獄きみ」

個人による出願(31類:2010年9月登録)。日本の地域団体商標の 権利者はつがる弘前農業協同組合。

#### 「江戸小紋」

日本企業による出願(3類:2005年11月登録)。日本の地域団体商標の権利者は東京都染色工業協同組合。

#### 「加茂桐箪笥」

加茂商工会議所による出願(20類:2009年10月登録)。日本の地域団体商標の権利者は加茂箪笥協同組合。

#### 「輪島塗」

日本企業による出願(21類:2011年1月登録、16類:2011年9月出願)。日本の地域団体商標の権利者は輪島漆器商工業協同組合。

<sup>3</sup> 日本の地域団体商標の権利者である石川県九谷陶磁器商工業協同組合連合会は、2008 年 4 月に「九谷陶瓷」を商標出願したが、拒絶となっている。

#### 「播州針」

日本企業による出願(28類:2010年9月登録)。日本の地域団体商標の権利者は兵庫県釣針協同組合。

#### 「下関ふく」

日本企業による出願(29 類・31 類:拒絶)。日本の地域団体商標の 権利者は下関唐戸魚市場仲卸協同組合。

## 「小城羊羹」

日本企業による出願(30 類:拒絶)。日本の地域団体商標の権利者は 小城羊羹協同組合。

#### 「知覧茶」

日本企業による出願(30類:2010年1月登録)。日本の地域団体商標の権利者は南さつま農業協同組合。

#### 「石垣の塩」

日本企業による出願(30 類:拒絶)。日本の地域団体商標の権利者は 八重山観光振興協同組合。

## ③日本の権利者が関与した出願

#### 「南部鉄器」

日本の地域団体商標の権利者である岩手県南部鉄器協同組合連合会による出願(21類: 拒絶査定不服審判中)。

#### 「高岡銅器」

日本の地域団体商標の権利者である伝統工芸高岡銅器振興協同組合・ 高岡銅器協同組合による出願(21類:2011年4月登録、6類:2011 年7月登録)。

## 「市田柿」

日本の地域団体商標の権利者であるみなみ信州農業協同組合・下伊那 園芸農業協同組合による出願(29類:拒絶)。

#### ◆「みずなみ焼」

日本の地域団体商標の権利者である瑞浪陶磁器工業協同組合<sup>4</sup>による出願(21類:2009年6月出願)。

#### 「飛騨・高山の家具」及び「飛騨の家具」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合飛騨木工連合会による出願(20類:2010年1月及び2月登録)。

<sup>4</sup> 日本の地域団体商標の共同出願人である恵那陶磁器工業協同組合は、中国の商標出願の共同出願人とはなっていない。

#### 「関の刃物」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合岐阜県刃物会館からの 出願(8類:2010年3月登録)。

## ◆「関の刃物」

日本の地域団体商標の権利者である協同組合岐阜県刃物会館による出願(8類:拒絶)。

## 「松阪牛」及び「松阪肉」

松阪市の依頼に基づく同市内の中国進出企業による出願(29 類及び43類: 拒絶不服審判中)。

### 「北山丸太」

日本の地域団体商標の権利者である京都北山丸太生産共同組合・京北 銘木生産共同組合による出願(19類:2011年4月登録)。

## 「京扇子」及び「京うちわ」

日本の地域団体商標の権利者である京都扇子団扇商工協同組合による 出願(20類:拒絶)。

### 「豊岡鞄」

日本の地域団体商標の権利者である兵庫県鞄工業組合による出願(18類:2010年12月登録)。

#### 「日田梨」

日本の地域団体商標の権利者である全国農業協同組合連合会による出願(31類:2012年1月公告)。

#### 「本場奄美大島紬」

日本の地域団体商標の権利者である本場奄美大島紬協同組合による出願(24類:2000年11月登録)。

#### ◆「琉球泡盛」

日本の地域団体商標の権利者である沖縄県酒造組合連合会による出願(33類: 拒絶不服審判中)。

なお、地域団体商標の権利者以外の者から出願された場合であっても、必ずしも冒認 出願ということではない。また、◆を付した出願は、中国の団体商標として出願したも の。

## (3) 出願人検索(本年度が第2回目の調査)

都道府県名で検索した結果、14の道県及び1の地方自治体(都道府県を除く)から商標出願があった(下線は、今年新たに見つかったもの)。なお、地方自治体と関連があると思われる財団法人、または事業協同組合からの商標出願も数多く見られた。

## <出願した道県>

北海道、青森県、山形県、<u>新潟県、富山県</u>、滋賀県、和歌山県、<u>鳥取県</u>、 <u>島根県、愛媛県</u>、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県

<出願した地方自治体(都道府県以外)> 群馬県嬬恋村

-

<sup>5</sup> 図形を用いた商標も含む。